



「訪問看護」をご存知ですか？



看護師がご自宅にうかがい、
専門家の目で体調管理などを行います。



身の回りのことが
できなくなった



- ・食事、排泄、薬の管理など、日常生活のアドバイスを行います
- ・リハビリや身体の保清を行います



通院が難しいので
家で医療を受けたい



- ・主治医と連携をとり医療的ケア、床ずれなどの処置を行います
- ・症状の改善、悪化予防のためのケアを行います



自宅で最期まで
暮らしたい



- ・医療介護サービス等との連携をはかり、看取りに対応します
- ・24時間対応します



赤ちゃんから高齢者まで
ご利用いただけます



(介護保険・医療保険の適用があります。また、医師の指示書が必要です。)

かかりつけの医師や看護師、
介護支援専門員(ケアマネジャー)または、下記にご連絡ください

訪問看護に関する問合せ先

☎ 神奈川県看護協会 訪問看護従事者相談窓口

045-263-2934

☎ 神奈川県訪問看護ステーション協議会

045-671-9103

☎ 横浜在宅看護協議会(横浜市内のみ)

080-6680-1133



訪問看護サービス導入のめやす

早めに訪問看護を利用することで、状態の悪化を防ぐことができます。

以下の項目にあてはまることが多くなったら、

かかりつけ医、ケアマネジャーにお気軽にご相談下さい。

訪問看護師は、医師・歯科医師・薬剤師・理学療法士(リハビリテーション)・栄養士等と協力し、利用者やご家族の皆様がご自宅で安心して暮らせるようお手伝いします。



食事・栄養

- 食事の量が減った
- 減塩やカロリーなど、決められた食事をとる必要がある
- 水分をあまり飲まなくなった
- 食事・水分や痰でむせやすくなった
- 脱水をおこしやすい



排泄

- 尿が出にくい
- 便秘または下痢ぎみだ
- 自力で便が出ず、浣腸が必要だ

清潔

- 入浴に手助けが必要
- 一人で歯磨きやうがいができない



移動

- 転びやすくなった(転んで骨折したことがある)
- 移動や起き上がりに手助けが必要

医療管理

- 酸素
- 人工呼吸器
- 吸引
- 経管栄養
- インスリン等の自己注射
- 点滴
- 膀胱ろう、留置カテーテル、自己導尿
- ストマケア
- 痛み止め(麻薬)を使用している
- 薬をきちんと飲んでいるか確認が必要

疾患や病状

- ターミナル期
- 消毒が必要な傷や褥瘡(とこずれ)がある
- 難病や進行性の疾患
- 薬や運動の調整が必要
- リハビリテーションが必要
- 入退院をくりかえすようになった(間隔が短くなった)



その他の状況

- 一人暮らし
- 介護度が高い
- 生活するうえで医療的アドバイスが必要である
- 介護される方の悩みや相談への支援が必要である